

日野町議会第7回定例会会議録

令和6年12月25日（第4日）

開会 10時08分

閉会 12時53分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫		

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 7 1 号から議第 7 7 号まで（情報通信技術の活用による行政
手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び
効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほ
か 6 件）および請願第 4 号（学校給食の充実と無償化を求める請
願）について

〔委員長報告・質疑・討論・採決〕

- 〃 2 議第 7 8 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 〃 3 議第 7 9 号 日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年
度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 〃 4 議第 8 0 号 令和 6 年度日野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 〃 5 議第 8 1 号 令和 6 年度日野町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 〃 6 議第 8 2 号 令和 6 年度日野町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 〃 7 議第 8 3 号 令和 6 年度日野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 8 議第 8 4 号 日野町議会の個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 〃 9 決議案第 1 号 学校給食の無償化を実現することを求める意見書
決議について
- 〃 1 0 決議案第 2 号 学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意
見書決議について
- 〃 1 1 決議案第 3 号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進につい
ての意見書決議について
- 〃 1 2 議員派遣について
- 〃 1 3 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 10時08分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第71号から議第77号まで（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件）および請願第4号（学校給食の充実と無償化を求める請願）について一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） こんにちは。

それでは、私のほうから、令和6年第7回定例会における総務常任委員会の委員長報告をしていきます。

本委員会に付託された議案は1件、請願が1件、調査研究を2件といたしました。

本委員会は、12月16日13時55分から始め、委員長、町長の挨拶の後、1件の付託案件の審議に入りました。

議会側の出席者は、委員長の私、山本および福永副委員長、以下、委員6名が出席、執行側からは、町長、副町長、政策監、総務主監、企画振興課長、税務課長をはじめ、関係各課の職員の出席の下、行いました。

付託案件は、議第71号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

今回の改正は、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで本人確認を行えるようになり、利便性が向上されるものです。

委員から質疑があり、情報通信技術の改善によってどのように簡素化し、利便性が改善するかなどの問いがあり、執行側より、例えば、コンビニ等で住民票や税証明の発行などに利用される場合も、毎回マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで利用でき、簡素化と利便性が向上されるものと回答がございました。

その後、討論に入り、討論なく、採決を行った結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、14時15分より請願の審査に入りました。

請願は、第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願で、日野町学校給食の無償化を実現する会代表、岡本明美さんより、請願署名2,842名の署名を添えた請願を受けての審査となり、紹介議員より説明を求めました。紹介議員は、加藤議員、後藤議員、谷口議員、松田議員の4名でございました。

代表紹介議員の加藤議員のほうから請願の趣旨を読み上げられ、請願項目として、1つ目、小中学校の給食を無償とすること、2つ目、小中学校の給食を無償とするための財源措置を国および滋賀県にもとめること、3つ目、地元の食材を生かし、安全で豊かな給食を実現することの3つを言われました。

その後、審議に入り、質問や意見を求めたところ、委員より、小中学校の給食費を無償化となっているが、幼稚園はどのように考えているのか、また、いつから取り組んでほしいという思いなのか、国の補助金等が整い、町としても予算が立てられるようになった段階で取り組んでほしいと思っているのか、令和5年度決算の給食にかかる費用は2億1,903万7,000円かかっている、今回の12月補正の予算を見ると2億3,412万8,000円となっていて、1,500万円アップしている、この状況を鑑みると、来年度も経費が下がるとは考えられないと思う、物価上昇による補正予算案、人件費も上がるという点で、財政のことを考えるとそこに取り組むのはなかなか難しいと懸念すると、質問、意見が出されました。

その後、代表紹介議員より、幼稚園はどのように考えているかという点については、請願の趣旨は、日本国憲法第26条、「義務教育は、これを無償とする。」という条文を基にしており、当面の要求としては、義務教育である小中学校を対象に挙げさせていただいている、いつから無償化にすることを求めるかという点については、署名の要望事項の中には具体的な内容や期日が記載されていない、したがって、可能な限り早いほうがいいが、財政の問題などもある、紹介議員の立場では、早いほうがいいが、いつから導入してほしいとまでは申し上げられない、請願の趣旨はあくまでも要望事項にある3点である、それを勘案していただければよいと思うと答えられました。

その後、紹介議員と委員との間で質疑応答が続き、ほか、紹介議員からは、請願趣旨の説明の中に期限というものは含まれていなかった、令和7年度からと時期が書かれていたらほぼ無理なので紹介議員にはなっていなかった、今回は無償化する方針の確証が取れたらいいのではないかと考える、請願項目の中に、財政措置を国および滋賀県に求めると書いてあり、そこについては賛成である、ただ、国が給食無償化のための財源を出すことを目的とすると不可能に近い、市町によっては給食

のシステム自体が違うので、これを一律に国が無償化するのは100パーセント不可能だと思う、よって、給食無償化に使える補助金あるいは交付金を用意していただいた上で、これを恒久的なものにしていただきたいと思う、現在も使える補助金や交付金はあるので、一、二年なら無償化もできると思うが、ずっと続けていくのは今の状況では無理である、恒久的な措置を取っていただけるよう国に訴えていけることが非常に大事だと思う、また、ほか、紹介議員からは、町として国や滋賀県に財源を求めるのは当然だが、町議会議員として、町の方向性として求めていくのは当然だと思う、第2期の堀江町政として子育て支援を掲げる中で、給食無償化について前向きに検討していくんだという意味で請願を出していくべきだと思っているなどの発言がありました。

これらに対し、委員より、国に補助金を求めていくことは大事で議会の役目だと思う、日野町は自校方式ですばらしい給食をしているのが特徴である、10年以上前に特別委員会を立ち上げて給食について議論を重ね自校方式となった、今も、地元の食材を使い、米も無償化されるなど、町も努力されている、センター方式で給食調理をされている市町と、人件費もコスト面も違うと思う、無償化にして給食の質を確保できるかが不安である、請願を出していくのは分かるが、期日がなく、いつでもいいというのでは不確定過ぎるのではないかと、議会が出すのであればしっかりしたものを出さないといけないと思う、また、小学校からは義務教育で無償化だが、幼稚園は有償ですよというのはおかしくないか、議会としては幼稚園のことも考えなくてはならないと思う、また、ほかの委員から、給食費を無償化したから子どもの数が増えるとは思っていない、無償化すれば恒久的なものになってしまうので、慎重に協議しないとダメ、財源の裏づけがないのに踏み切るわけにもいかない、国が責任を持って行えばいいが、そうでなければ踏み切るべきではない、ほかの市町村を見ると、第一子と第二子等、細かく分けているので参考になると思う、共働きの家庭も増え、生活費に困っていない家庭まで無償化する必要があるのかとの疑問の声もありました。

また、ほかの委員から、この請願の議論に財源の話をして、その保証がない、日本国憲法第26条、「義務教育は、これを無償とする。」、この理念に基づいて学校給食の無償化をやってほしいという町の方向性をこの署名が求めているのなら、国や県に対して憲法を守ってきちんとやれと示していくなら賛成する、財源の裏づけがないということを議論すると話が進まないと感じる、また、ほかの委員からは、趣旨については賛同したいが、項目1は小中学校の給食を無償とすることと言い切っている、議会としてこれを採択するのであれば、給食費、小学生、3,600円掛ける1,049人、中学生、4,200円掛ける535人を最低でも10年担保し、7億円を、ほかの予算を削らずに確保することが保護者にとって一番ありがたいことなのかどう

かを議論する必要がある、保護者がなぜ働いているか、議論することにもつながると考える、実現されている市町の財政を見てみると大きな市で、子どもが比較的少なく限界になってきている、今回の請願も、財源の担保が大事だと思う、項目1を請願とするのは迷っている、その次に考えたらいいいということであれば、項目1は抜ければいいと思うとの発言がありました。

また、億単位の予算を担保するということに対して、執行側に考えろというのは少し無責任かと思うとの発言もございました。

これら各委員の発言に対して紹介議員からは、給食の質が落ちるのであれば本末転倒だと思う、やはり質や量を落とさないための基準をつくっていかねばならないと思う、質は何よりも大事で、栄養バランスだけでなく、おいしいと笑顔で食べられることも大切だと思う、まず基準をつくることから始めていく必要もあると、それからでも遅くないと思うが、最終的に無償化に持っていくという大きな目標は必要でないかと考えている、今回この署名を進めていく中で、無償化はいいけれども、現在のやり方を壊してまですることではないのではという意見は少なからずあった、私たちもそこを大事にしたいと思っている、要望項目にも、3点目の、地元食材を生かし、安全で豊かな給食を実現するとし、決して現在の日野町の自校直営方式をないがしろにしてまで無償化せよと言っているわけではないことをご理解いただきたい、地場産の食材を積極的に活用し、農業振興にも役立てていくという点なども大事にしたいと考えている、この請願は地方自治法第99条に基づくもので、意見書を出せという請願ではなく、町の方向性を示せという請願だと思う、町の方向性として給食無償化に向けてかじを切るんだという意味を町内外に示す意味では大事だと思う、個人的には一般財源を使ってでも取り組んでほしいという考えはあるが、それをこの請願書を採択していただく条件だとは思っていない、実施方法はいろいろあると思う、その努力を行政当局がするのが大事だと思う、昨年度、547の市町が無償化に踏み切っている、そういう状況を考えると、日野町でも踏み出すべきであろうと考える、それが私たちの請願の趣旨である、そこをどうしていくのかというのは行政の方で考えることではないだろうか、財源的な裏づけがないと要求ができないとしてしまったら、ほとんどの項目は要望できないことになってしまう、今は財政的に厳しいが、一歩進める姿勢を示していただくものになってほしい、それが住民の署名に賛同してもらった趣旨だろうと思うなど発言がございました。

また、議長からは、請願を代表者から受理した際に確認したところ、まずは一般財源で無償化をやってほしい、町が国へ要望するのは次の段階であるをお願いされた、請願の願意はこの3項目である、請願は採択したから必ず実行しなければならないというわけではない、給食無償化については恒久的に行わなければならない、

幼稚園の問題も含めて整合性を取っていかないと話されました。

結果、学校給食の無償化の趣旨には賛同できるが、恒久的な財源の確保、幼稚園との整合性、保護者の多様なニーズなどの課題があり、また、自校方式のよいところ、給食の品質の担保のことなど、多くの意見を頂きました。

その後、委員長より、3月議会までの継続審査を提案し、結果、賛成多数で継続審査となりました。

なお、財源の問題に関しては、国の責任において無償化の実現を求めることの見書を提出していくことを、議長より提案を受け、委員の総意としてそのようにさせていただきました。

よって、この12月議会の閉会日に提案していくことのご了解を頂きましたので、後ほど委員長提案とさせていただきます。

15時20分、請願審査を終了し暫時休憩、15時30分に再開し、調査研究に入りました。

執行側からは、教育長、教育次長、学校教育課不登校対応担当課長、生涯学習課長のほか、各課の職員の方々の出席の下、行いました。

1つ目は、国スポ・障スポリハーサル大会の結果と課題について報告をしてもらい、意見交換をしていきました。

まず、生涯学習課長より、先般行った国スポリハーサル大会は成功裏に終わりました、今後に向けて、いろんな課題があったと認識していると切り出され、委員より、野球の観客数、降雨時の野球場整備などの質問が出され、来客者数は駐車場の駐車台数を基に大体の人数を割り出している、大変多くの方に来場していただいた、町内の子育て世帯のご家庭が多かった、理由としては、事前に、各小学校、中学校に訪問し、アナウンスをしたことによるところが大きな要因だと思いと答えられました。

降雨により、野球場の整備は多くの方の協力が得られ、開催にこぎ着けられた、来年度大会に向けては、スポーツ天国の日と同時開催するなど、十分調整をしていく必要があると発言がございました。

2点目は、町の教育行政、不登校、いじめ、問題行動の現状と対応について意見交換をしていきました。

まず、執行側より、令和5年度の不登校、いじめ、問題行動の概要、令和6年度の状況、傾向、諸課題への対応を説明いただきました。また、教育長からは、ご自身で発行されている教育長通信「CAP」で、令和5年度の児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果公表、学校・子どもいじめ問題対策委員会レポートの内容についてを説明していただきました。

委員からは、いじめの認知件数、いじめの傾向、スクールカウンセラーとスクー

ルソーソーシャルワーカーの配置状況、中学校の不登校の件数が増えている要因、ポジティブ行動支援の取組、フリースクール、コミュニティ・スクール、保護者の関わり方などについての質問があり、執行側と意見交換をしていきました。

学校教育課不登校対応担当課長より、近年の不登校の問題は、小学校の低学年での不登校が過去の5倍以上増えているというところにあり、国を挙げて危惧しているところである、小中学校ともに、これほど不登校が増えなければいけなくなった学校のありようや、子どもたちの育ち方も考えていく必要がある時代だと思えると答えられました。

教育長からは、不登校のカウントは、年間200日の登校日のうち30日の休み、月7日以上休んだ子どもは学校で共有している、不登校やいじめの統計のつかみ方は市町によって異なる、数字だけが独り歩きしないようにしないといけない、問題は、学校外であるネットのいじめなど、保護者と連携して対応していく必要がある、学校だけで解決が難しくなっている、福祉や心理、医療との連携が必要であると述べられました。

議会議員も地域の1人として、子どもに声かけするなど、子どもを支える取組をしていまいしょうと、委員の方々と共有し、16時40分に終了いたしました。

執行側退席後、新成人の皆さんとの意見交換会を、年が明けて1月に考えていることを申し合わせし、11時46分に閉会をいたしました。

以上で、令和6年第7回日野町議会定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、令和6年第7回日野町議会定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、12月17日午前8時58分から委員会室において行われ、議会側は、委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より、堀江町長、安田副町長、河野政策監、吉澤総務主監、柴田産業建設主監、吉村農林課長、嶋村上下水道課長、杉本建設計画課長はじめ、関係各課からの出席がありました。傍聴者は1名でした。

町長、議長の挨拶に続き、本委員会に付託された2議案の審査に入りました。

議案の説明は、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、これは、大谷公園テニスコートの改修に伴って料金を改定するものですが、これを議題として質疑を行いました。質疑はありませんでした。

続いて、議第73号、日野町農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、農村下水道の維持管理組合が各処理区で構成され、今回の条例改正に至ったと認識をしているが、地区の思いやこれまでの経過を伺いたい、また、し尿処理の浄化槽の対象人員の算定についても説明をお願いしたいとの問いがあり、当局より、排水処理施設が9施設あり、9つの組合がある、条例改正に向けては、これまでから要望があり、6月議会に一般質問を頂いたこともあり、基準日を年2回にしたものである、人口減少に伴い、実態に即した迅速な対応ができるように改正をした、し尿浄化槽の処理対象事業所は41あり、用途別の基準や水道使用量等により算定し徴収しているとのことでした。

別の委員より、集落排水の公共下水道への接続は二十数年後と聞いている、人口減少が著しい中で今の料金体系を維持するのは難しいと考えるが、今後どのような料金体系を考えておられるか、また、今後の値上げの可能性、特に高齢者に苦しくない施策をお願いしたいとの問いがあり、公共下水への接続は令和27年を目標にしている、9施設あるので順次進める必要がある、距離があり、防災の観点も必要で、組合と協議して進める、料金については、インフラは赤字であるが、ふだんの維持管理は今のところ賄えている、人口減少が進むと維持管理も厳しくなると思うが、料金体系と併せ、早め早めに対応していきたい、全体的に下水道は赤字の事業になっている、雨水排水事業もあるため、インフラは赤字になる、料金が上がる可能性もないとは言えないとのことでした。

また、別の委員より、この改正により、各組合や役場での手間はどのように増えそうかという問いがあり、今回の改正で、組合への負担は、使用料の減免対象者の確認や報告が年2回になる、減免は特養老人ホームの入所対象者のみである、町の事務は、住民基本台帳の確認が2回となり、通知など、その関連業務を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、討論もなく、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件は、一括採決にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶を受けて、午前9時27分、付託案件の審議を終え、休憩に入りました。

午前9時33分再開し、調査研究を行いました。

テーマは、集落内等における除草、除雪についてであり、建設計画課より、用意された資料8枚を基に、除草、除雪の現状と課題などについて問題提起があり、それを受けて自由討議に入りました。

委員より、建設計画課からは何度も現地に来ていただいているが、行政の管理の範囲はどこまでなのか、地元がしなくなったらどうなるのかとの問いがあり、それに対して、河川管理は、県の土木事務所に図面があり、その中で管理されているのだが、河川の条件によって違うので、建設計画課で相談いただきたい、県の話では、

地元ができなくなったからといってすぐ委託に出すということとはできない、除草もできなくなったからといって即委託というわけにはいかないのです、地元と協議して取り組んでいきたい、こういうことでした。

また、草刈りの手間を少なくするために防草シートを張る相談をしたが、護岸の状態が分からなくなるため張ってはいけないと言われた、どうしたらよいのか、高齢化も進んでおり、スピーディーな対応をお願いしたいという問いと要望には、県から大型機械の使用を検討できないかと回答を頂いた、継続して検討したいとのことでした。

別の委員より、地域での草刈りを減らすには、業者委託か防草シートを張るしかないと考えている、どこを業者委託にするのか、残ったところはどうするのか、補助金は出るのかなどを教えてほしいという問いには、ため池の堤体の草刈りについては、日野川流域土地改良区の管理ため池は地元で管理を委託されている、それ以外のところは土地改良区と相談、ため池の堤体は草が根を張ることで安定が図れているので防草シートは好ましくない、したがって、防草シートの補助金は考えていないとのことでした。

また、別の委員より、住宅地、急傾斜地ののり面の対応をどうするのか、高齢化が進み、人口が相対的に少ないところなど、ケース・バイ・ケースで抜本的に検討できないかという問いには、地元から、除草を円滑に行うために階段をつけてほしいという要望を頂いたりしている、のり面对策は何らかの策が必要と考えている、抜本的な対策は難しいが、ケース・バイ・ケースで建設計画課と相談いただきたいということでした。

県で河川関係の予算を担当した政策監の河野さんからは、高齢化で地元での対応が難しくなっているケースを幾つも見てきた、予算を拡充し、大型機械の導入を対象経費とするなどの工夫もしながら地元の協力を得て進めてきた、河川の中に防草シートを張るケースは聞いていないが、シートの使い方は相談してもよいのではないかとのことでした。

また、農業者ではないという別の委員からは、そもそもなぜ草刈りが必要なのか、しないとどうなるのか、どうしたらよいのかという問いがありました。この問いには、草を刈らずにほっておくと、景観上、人が寄りつかない、堤防の状態が悪くなり、治水機能の低下を招く、それに対して、年1回でも草を刈るとよい状態を維持できる、河川愛護の始まりは、地域のことは地域で行うが根底にあり、地域をきれいにしようという思いから地元でされてきたものである、それに対して県から委託金が出るようになったのであり、草刈り機の燃料代くらいは公費で補助しようとなったものだが、それが地域でできなくなってきたということで困っている。それを受けて、同じ委員は、以前は水田等で誰しも水を使い、河川が生活に密着していた、

今はそうではないから、例えば一部だけをきれいにしてみんなで遊ぶエリアにして、ほかは刈らなくてもいいのではないか、これはどうかということに対して、川は上流から下流まで一連での管理が必要であり、ポイントを絞れない、下流が荒れていると水が流れず、上流も危ない、だから、河川整備は下流から進められる、管理することだけが必要とは捉えないが、管理があつての河川活用、だが、みんなでここをきれいにしておうというのは大事な視点であるとの指摘がありました。

また、別の委員から、河川愛護活動での委託料への基準単価について質問がありました。大型除草機械を使っているところが2か所あるが、全額補助をしてもらえるのか、役場周辺に雑草が伸びているのは見苦しい、除雪についても委託料の現状を伺うなどの問いに対して、河川愛護の委託料の算定は、自治会からの申請を基に、基本額、参加人数、実施面積、機械割、実施回数により案分して支出をしている、大型機械については、現在のところ実施団体が少ないので、新規に利用される場合は事前に相談を頂きたい、道路愛護は、県から直接自治会への委託となっている、面積は幅1メートルで計算をする、役場南側の町道は、年2回、除草と樹木の剪定をしているが、北側の国道は県の管理でこれが難しい、除雪は、待機分と実働分がある、西大路鎌掛線は現状でいっぱいだが、今後検討していきたい、役場周辺は国道や県道が多く、早め早めに県に依頼しておくことが必要と感じている、シルバー人材センターの作業の委託の拡大については、草刈り要員が不足と聞いている、夏の酷暑で草が茂る時期に草刈りをする人がいないというのが実情である、シルバーの実績を上げるという意味では、秋から冬にかけて町の仕事を出していくことを検討できたらと考えている。

杉浦議長からは、町の河川浚渫の取組の歴史、国土保全、水源涵養の重要性が語られ、町道石原鳥居平線の県道昇格の必要性、とりわけ近江鉄道をまたぐ石原橋修繕の財源確保などが語られました。

河野政策監からも、河川事業や道路事業における維持管理の財源確保の重要性が指摘されました。草刈りにも多くの経費がかかるようになり、その財源確保の必要性が語られました。

これをもって、午前10時48分、調査研究を終わり、閉会をいたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

令和6年日野町議会第7回定例会における厚生常任委員会は、12月17日午後、開催されました。

議会からは委員全員、また、執行側からも多数の関係職員の皆様に出席いただき開催いたしました。

厚生常任委員会、今回は3件の付託案件がありまして、2件の調査研究を行いました。

まず1件目の付託案件ですが、議第75号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、議第76号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を求めたところ、緊急通報システムについての説明を求める質疑がありましたので、長寿福祉課専門員より説明がありました。内容としましては、在宅の高齢者を対象としているのが緊急通報システムである、基本的に独居のみを対象とし、65歳以上のみの世帯で寝たきり高齢者か認知症の高齢者が同居する場合も対象としていた、これを、昨年度要件を見直し、身体、療育、精神の重度の障がいがある方が同居する場合も対象となったという説明があり、また、このシステム利用者については周囲の誰が知っているのかということについては、利用の申請にあたっては民生委員の承認を得て申請しているので民生委員は知っていると。また、制度上、協力員を原則3名つけてもらうことによって利用をしているので、この協力員、おおむね近所の方や近くの親戚の方が協力員になって、その方は知っている状態であるということでした。

また、このような緊急通報システムの機器は大阪ガスセキュリティサービスのものをつけていると。これをどのように運用しているかといいますと、本人が緊急または相談ボタンを押すと、大阪ガスセキュリティサービスの相談センターにつながり、そこで介護士等有資格者が対応される、状況により、救急車の出動要請や協力員の連絡が行われると。また、この機器は、電源は家庭用電源でつくられており、ペンダントと呼ばれるようなものはバッテリーですが、残量が少なくなるとサインが出るので把握ができるというようなものであるということでした。

また、この緊急通報システムというものはどのくらいの方が利用されているのかということにつきましては、昨年度は10名程度でしたが、先ほど述べました要件の拡大がありましたため、現在は22名程度が利用いただいて随時増えているという状態であるということが分かりました。

ほかに質疑なく、次の議案に移りました。

続きましては、議第77号、令和6年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

これによりまして、議案第75号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか2件について反対討論を求めましたが、反対討論はありませんでしたので、一括に採決を求めました。

賛成の委員の起立を求め、起立全員でありましたので、議第75号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか2件につきましては、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

これで付託案件3件は全て終了となりまして、次に、調査研究事項1点目につきましては、令和7年度の国民健康保険事業の県の仮算定結果について情報を共有いただきました。

内容としましては、滋賀県の仮算定結果と日野町の国民健康保険税には開きがあり、この差を埋めようとする保険税を上げざるを得ないというような内容を共有いただきました。

次に、調査研究事項としましては、デジタル庁による講義資料としまして、地域幸福度、ウェルビーイング指標というものを使いこなすというような内容につきまして、資料の共有と内容の共有をいたしました。

地域幸福度をどのように使っていくかという内容ではありましたが、出てきた質疑としましては、補助金メニューとしてこれは取れるのかというような内容に関して、企画振興課からは、デジタル田園都市国家構想交付金の中でも、このようなデジタル実装タイプのタイプ2、タイプ3というのはハードルが高いというようなことと、また、今後、石破内閣になり、地方創生そのものの考え方が少し変化しており、デジタル田園都市国家構想交付金が新しい地方経済・生活環境創生交付金というような交付金にリニューアルをされると、そのような中でデジタル実装タイプは残るという情報を得ていますが、詳細は今のところ来ていないというようなことの情報共有を頂きました。

以上をもちまして厚生常任委員会を閉めました。

以上、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 9 番、高橋源三郎君。

9 番（高橋源三郎君） それでは、令和6年第7回12月定例会における予算特別委員会について報告いたします。

去る12月16日午前8時55分より、第1・第2委員会室において予算特別委員会を開会しました。

出席者は、議会側からは委員13名全員が出席し、議長はオブザーバーとして出席いただきました。また、執行部側より、町長、副町長、教育長はじめ、政策監、主監、教育次長および課長、課長補佐、主席参事、参事、専門員、主任の出席を頂きました。

はじめに、町長および議長より挨拶を頂きました。

また、給与の不足分による人件費については、執行部側の説明を割愛し、会議を進めることにしました。

また、審査を行うにあたっては、執行部側から説明を受け質疑を行い、質疑終了後に討論、採決することについて異議がないか確認を行ったところ、異議なしとの

声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

まず、議第74号、令和6年度一般会計補正予算（第7号）の審査を行うにあたり、歳入の一般財源については議員全員協議会で説明を受けているため歳出から入り、第1款・議会費から第10款・教育費まで、およびこれらに伴う特定財源ならびに第2条、債務負担行為の追加および変更について説明を求めました。

説明の後、質疑に入りました。

委員より、令和7年度ひのっこカレンダーについておよび学校給食費について質問があり、ひのっこカレンダーについては、生涯学習課より、地域の方に共有してもらえるデザインとし、これを全戸へ配布したとの回答がありました。また、学校給食費については学校教育課専門員より答弁があり、給食は地元産の食材を多く使っており、地元の商店や生産者からの納入件数が多いことの説明があり、また、教育次長からは、地場産を活用した、地元農家の野菜をできるだけ活用しており、J Aに取りまとめをしていただいている、また、地場産で賄えない野菜については、民間の事業者の尽力によって支えられているとの答弁でありました。

次に、別の委員より、文書管理事業の補正100万円について質問があり、総務課長補佐より、書類の発送件数が多いのは、税金とか水道料金の納付書、納税通知書などで、しかも、近年は納税対象者が増えてきており、経費が増えているとの説明でありました。

また、同委員より、学校給食で冷凍食品の使用割合はどうか、また、農業委員会が畑で作った作物を給食の食材に納めたり、給食と一緒に食べて話し合ったり、そういった取組は今も続けているのかとの質問に対して、教育次長より、調理員と栄養士が相談しながらメニューの設定を考えており、全体のバランスを考え、冷凍食品についても活用しているとの答弁でありました。

また、別の委員から、給食は各小学校で作っているが、必佐幼稚園は小学校の給食室に取りに行っている、ほかの幼稚園はどうか、また、給食費について、幼稚園と小学校では給食の量が随分違うのに、なぜ給食費が同じであるのかとの質問に対して、子ども支援課長補佐より、幼稚園は小学校に隣接した位置にあるため、運搬が可能なので、ほかの幼稚園もそこに取りに行っているということです。また、教育次長からは、給食費が同じことについて、3,600円の根拠は分からないけども、物価が上がる中で据置きをしているのが現状である、幼稚園から小学校までトータルで考えた中で同じ額で設定していると認識しているとの答弁でありました。

次に、別の委員から、債務負担行為の補正の中で大谷公園の維持管理業務について質問があり、建設計画課参事より、都市公園の管理に係るそれぞれの労務単価について説明が行われ、公園管理に要する委託料についても答弁がありました。

次に、別の委員から、戸籍住民基本台帳事務事業の振り仮名の件など、委託料256

万6,000円に関して質問があり、住民課参事より、委託料の内訳に関して答弁がありました。

また、同委員より、農業振興費の水田農業推進対策事業に関連して、米価高騰による来年度の作付に関して質問があり、農林課主任より、米の生産目標などに関して答弁が行われました。

その他、常備消防の東近江行政組合負担金に関しては、愛荘町の分担金の見直しの意見がありましたが、過去の経緯もあり、日野町としては慎重な姿勢を取っているとの答弁でありました。

また、別の委員より、わたむきホールならびに必佐小学校の木の伐採に関して、台風による被害と木が大きくなり過ぎないための伐採について質問があり、生涯学習課主任より、今後の対策について説明がありました。

また、別の委員より、小学校教育振興寄附金に関して、企業からの寄附金で学校備品等を購入したときの児童や保護者への周知についての質問があり、教育次長より、広報ひのやホームページ、あるいはまた学校だよりなどを通じて住民にお知らせをしているとの答弁でありました。

また、別の委員より、大谷公園の管理に関して質問があり、建設計画課参事より、夜間も含めた現在の管理状況について説明がありました。

ほかに質疑がないか尋ねたところ質疑はなく、続いて討論に入りました。

討論なく、その後、採決に入りました。

議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）について反対討論はなく、採決を行いました。提案された案件について、町長提案どおり可決することに賛成委員の起立を求めたところ全員起立でしたので、議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託があった案件の審査は終了し、会議の委員長報告は私の責任において報告することについて異議がないか確認したところ異議なしとの返事でこれを認め、町長挨拶の後、予算特別委員会は午前10時53分に終了いたしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告に入ります。

議会広報常任委員長 9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、令和6年第7回12月議会定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る12月9日午前9時より第1委員会室において議会広報常任委員会を開会しました。

出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。

委員長挨拶の後、杉浦議長より挨拶を頂きました。

議会事務局からは、園城局長と藤澤広報担当職員に出席を頂きました。

今回は、議会だより第30号の発行にあたり、掲載記事の内容について協議を行いました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することとし、最初に表紙の写真について意見を求めました。その結果、今回は公民館活動について特集として掲載してはどうかという意見が出されたので、その方向で検討することになりました。表紙の写真についても公民館活動の写真を載せることになり、また、2ページ目についても、公民館活動として、公民館と子どもたちをテーマに写真入りで掲載することとしました。

次に、3ページ目は、今議会に提案された議案について、また、第4ページ目から7ページまでは、各委員会の委員長報告を掲載することとしました。

8ページ目から21ページまでは、各議員の一般質問と答弁を、要点を絞って1人1ページということで掲載することになりました。

次に、22ページについては、10月から12月までの議員の動きについて一覧表にして載せ、23ページは、議員活動と議長コラム、編集後記を載せ、また、今後の日程についても載せることとしました。

最後に、裏表紙の24ページ目は、22ページの議員の動きの中から3つの記事を選んで、それぞれ写真入りで説明を入れて掲載することとなりました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第30号の発行は令和7年2月15日付とすることで確認しました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承認を頂き、次回の委員会は1月10日午前9時からと決まりました。

また、委員会の報告は委員長の責任において行うことについて委員より異議なしとの承認を頂き、委員長挨拶の後、午前11時39分に委員会を閉会いたしました。

以上、令和6年第7回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、令和6年第7回定例会空家対策特別委員会の委員長報告を行います。

令和6年第7回定例会における空家対策特別委員会は、令和6年12月18日午前8時55分より、第1・第2委員会室にて開催をいたしました。

議会側からは、委員長の私、後藤、副委員長の川東委員をはじめ委員全員と、オブザーバーの杉浦議長が、また、執行側からは、堀江町長、安田副町長、政策監、

産業建設主監、建設計画課長、企画振興課長、建設計画課参事、企画振興課主任が出席をいたしました。

委員長、町長、議長の挨拶の後、今回の調査研究の議題となっている空き家実態調査の結果と推移の報告、また、空き家バンク、正式には空き家・空き地情報登録制度ですが、これの登録者の状況、現状について、資料を用いての説明がありまして、要約すると、令和6年度の空き家実態調査では、すぐに居住できる空き家をA、居住するためには修繕を要する空き家をB、放置しておくと倒壊する危険がある空き家をC、現在倒壊する危険がある空き家をDと分類した上で、日野地区では、空き家総数170戸に対して、A分類が58戸、B分類が81戸、C分類が27戸、D分類が4戸ということです。また、東桜谷地区では、空き家総数が58戸、同様に、Aが4戸、Bが46戸、Cが7戸、Dが1戸、ただ、このDの1戸につきましては、国の補助での除却に向けて現在取組中であるとのことでした。また、西桜谷地区では、空き家総数45戸に対して、Aが6戸、Bが31戸、Cが5戸、Dが3戸、西大路地区では、空き家総数57戸に対して、Aが2戸、Bが44戸、Cが9戸、Dが2戸、鎌掛地区は、空き家総数が26戸、Aが15戸、Bが7戸、Cが2戸、Dが2戸、南比都佐地区の空き家総数は28戸で、Aが4戸、Bが19戸、Cが5戸、Dはゼロ戸、必佐地区では、空き家総数149戸に対して、Aが17戸、Bが107戸、Cが24戸、Dが1戸、これが今回の空き家実態調査の結果であるとのことでした。

なお、空き家に対しては、所有者などが倉庫として使用しているなどの主張を把握することも重要となりまして、個別の空き家等の現況は、地元自治会の判断に委ねていることもあり、一定の基準を一律に示すことは困難であるとのことでした。

また、空き家バンク登録者の現状につきましては、令和6年の11月現在で、バンク利用者登録は8件、空き家登録件数は8件、空き家契約数は1件で、この1件は空き家バンクの制度外による契約でございました。令和5年度につきましては、バンク利用者登録が20件、空き家登録数が9件、空き家契約数は8件で、このうちバンクの制度内が6件で制度外が2件、令和4年度におきましては、バンク利用者登録が31件、空き家登録数が4件、空き家契約数は9件で、このうちバンクの制度内が7件で制度外が2件、令和3年度におきましては、バンク利用者登録が41件、空き家登録数は9件、空き家契約数は12件で、制度内が10件と制度外が2件でした。また、令和2年度におきましては、バンク利用者登録数が37件、空き家登録数が14件、空き家契約数が14件で、このうち制度内が12件、制度外が2件、令和元年度においては、バンク利用者登録が20件、空き家登録数は7件、空き家契約数が8件で、このうち制度内が6件、制度外が2件との報告でありました。

なお、令和6年11月現在での空き家バンク利用者登録の総数は84名となっている

とのことでございました。

また、今回の実態調査に基づくアンケート調査の途中経過についても報告がございました。

以上の報告と説明を受け、各委員との意見交換を行いました。

委員からは、日野町ホームページにて登録物件の一覧を確認すると、空き家に地区表示がない、何か理由があるのか、また、調査にあたって、事務作業の軽減など、効率的な方法を研究しているのか、また、別の委員からは、NPOや民間の団体、自治会などにももっと積極的に関わりを要請できないか、また、別の委員から、家族形態も変化している、人生のしまい方を各課連携でアドバイスできる取組をお願いしたい、また、別の委員から、NPOにも不動産業者など利害関係が入っており、全くの公共団体ではない、利害関係者が入って動くことは認められるのか、また、別の委員からは、空き家バンクの登録の推進にあたり、家財の処分などはどうするのか、また、別の委員から、空き家を処分するための補助金やサテライトオフィスへの活用は進めないのか、また、別の委員から、アンケートの中で、空き家を処分したいができない理由は把握できているのか、また、別の委員から、区長が空き家への対応をするためのマニュアルはつくれないか、また、別の委員から、今回調査した空き家について、全て所有者が判明しているのか、アンケートの結果、空き家で悩んでいる旨の記載がある方には個別対応をするのか、また、別の委員から、空き家の数について、また、アンケート結果にある制度外の不動産会社での解決について、町としてどう考えているのか、日野町空家等対策計画は今後も継続していくのか、市街化調整区域の賃貸について、都市計画法上の観点からどう考えているのかなどの意見や質問がありました。

これに対し、建設計画課、企画振興課、また、副町長より、ホームページ上で空き家に地区名を掲載していないのは防犯対策であるが、家財道具等全てない状態を取り扱っていることから、もしものときの被害は少ないと考え、地区名を公表する方向で進めている、また、新しく全国版の民間のホームページを活用するが、そちらでは地区名を掲載するよう作成している、空き家の調査方法は、平成27年度に建築組合に委託したことがあるが、委託費が高額であるため、資格を有する町の職員が業務の中で無理のない範囲で調査にあたっている、また、NPOや民間団体等の関わりについては、他市町への情報収集をしている段階であり、もう少し活動の内容を確認したい、また、民間の業者が積極的に動かれることで空き家の解体が進むメリットがあり、全国的な課題の解決には合致していると考え、公平性の課題はあると思われる、業者等に委託の形を取るには、空き家対策に取り組もうとの思いのある業者自らが同業者に声をかけて賛同者を募られ、組織化される形が望ましいと考える、また、今年度、空き家バンク利用登録者の意向確認を行ったことによ

り利用登録者の意向が確認できたことは成果であると考えている、家財処分などは他市町の状況を研究したい、また、空き家の家財処分の補助金については研究していきたい、サテライトオフィスについても、建設計画課、企画振興課が連携し、機会を見て参加していきたい、また、空き家バンク利用者登録に係るアンケートについては、質問をもう少し深掘りすればよかったと反省する点もある、アンケートにはその他欄も設けてあるので、この部分を含めて内容を分析したい、また、区長のための空き家対策マニュアルについては、空き家には様々な個別事情があるので一律にまとめるのは難しい、課題があれば建設計画課へその都度ご相談願いたい、また、空き家所有者については、固定資産税が非課税の登記名義人などは町として全てを把握できてはいないが、戸籍照会や裁判所照会などによる調査をし、通知と連絡ができるよう努めている、また、空き家数のみならず、各戸個別の課題も多いので、各区長さんと事情を共有していきたい、また、制度外による空き家売買について、他市町では、不動産会社を通じて空き家問題が早期解決できた点を評価する意見もある、いずれにしても、買主と地元が良好な関係が築けることが望ましいと考えている、日野町空家等対策計画については、策定期間内であれば計画は有効であると認識しており、令和8年度からの新しい計画を来年度策定することから一括して訂正していく、市街化調整区域の賃貸について、空き家バンクにより売買した後については個人間の契約であることから、行政が内容を把握することは難しいなどの答弁や説明がありました。

また、議長からは、不動産業者には重要事項説明書があるが、買われた方の購入後の物件取扱いまでは拘束できない、安価な物件を買って改修し、それを安価に貸すビジネスもある、やはり事前に地域でそういうことにならないよう意識を共有することも大切である、また、空き家除却後も、転圧し碎石を敷けば四、五年は草刈りが必要なくなるので、その指導をすることも考えられる、また、草刈りや造園を就労条件として移住案内する方法なども考えられるとの意見がありました。

以上で意見交換を終わり、建設計画課長、産業建設主監からはそれぞれ、今回頂いた様々な案についても建設計画課内で検討したい、また、産業建設部門の中でも検討したいとの発言がありました。

その後、町長からの挨拶の後、11時5分に空家対策特別委員会を閉会いたしました。

以上、令和6年第7回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、令和6年度日野町議会第7回12月定例会における議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

議会改革特別委員会は12月18日午後行いました。議会からは、議長をオブザーバー参加としまして、ほか、委員全員の参加であります。執行側からの参加はありません。

まず、調査研究事項としまして、各プロジェクトチームからの進捗報告を行いました。議会改革では4つのプロジェクトチームに分けておりまして、それぞれ進めております。

1つ目に、ICTプロジェクトチーム、デジタル活用で議会力向上というところから報告を頂きまして、去る9月議会の補正予算で成立したタブレット導入につきまして、11月8日に指名競争方式にて入札が行われ、NTTコミュニケーションズが落札されたという情報を共有していただきました。もう既に契約が行われ、契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの60か月、5年間の長期継続契約となります。納入は2月25日から28日あたりということで、3月定例会会期中に、iPadの操作方法や、講習会を考えていると、本格的に使うのは5月の臨時会あるいは6月定例会になるだろうというようなことを共有していただきました。皆でこの講習会の日程調整を行ったところ、3月5日か6日に行えないかということをお先方と確認しながら進めていくというようなことになりました。

次に、通年議会プロジェクトチームからの報告を頂きました。通年議会プロジェクトチームからは、通年議会というものを導入するということにあたりまして、これから議会の審議の充実というものと政策提言の増加をしていくために、通年議会を取り入れる方向で進めたいというような報告も頂き、それについて意見交換を行いました。事務局からは、導入するまでにクリアすべき課題があると、監査委員事務局のことなど、何かスクラップをしないといけないようなものもあるのではないかなというようなことを頂きましたが、いずれにせよ、どこかでめどをつけて進めていこうというような話になりまして、来年度の6月をめどに、目標に、様々な準備、また、課題の解消を行っていくということで、みんなで合意いたしました。それに伴い、12月20日、監査委員事務局の適正な配置に関する申入れ書というものを執行側に提出しております。

次に、待遇改善プロジェクトチームから報告を行いました。待遇改善につきましては、先日、報酬審議会が町で行われ、そちらに出席させていただき、現状の説明をしたということを共有いたしました。内容的には、審議会に提出した資料の共有と、また、そこで出席した者としては、議長、そして、議会改革特別委員長の私、そして事務局長が出席をしたこと、そして、その内容について共有をいたしました。これに伴いまして、最終判断は、報酬審議会が答申を行い、また、行政の判断で行われるということで、それを尊重するスタンスには変わりありませんので、待遇改善プロジェクトチームとしましては、もうできることをやったというような

形で、役割を終え解散というようなことを皆で合意いたしました。

次に、広報広聴プロジェクトチームからの報告を行いました。広報広聴プロジェクトチームでは、どのように、皆さんに、いろんなこと、議会のことを知っていたかということで、インターネット、今でも行っておりますが、中継の動画、こちらの録画されたものにつきましては、動画の再生速度が変更することができるようになりましたということをみんなに知っていただくよう共有いたしました。さらに、議会のPR展というものを各地で行ってりましたが、今後は小学校や中学校にも協力を頂いてできないかなというような案を出しました。また、インターネット中継につきまして、できるだけ多くの方に見ていただけないかという案を出しまして、例えば、公共の場所で、各公民館ですとか図書館の視聴覚室、また、役場の1階等でインターネット中継を見ていただくことができれば、傍聴に来れない方も、また、家でインターネットをなかなかうまく見れない方も見ていただく機会になるのではないか、さらに、それを町民の皆さんが複数人でもし見ていただいている場合に、町のことについて話し合う機会になるんじゃないか、そのようなことを提案し、皆で話し合いました。これにつきましては、様々な現場で混乱が起きることのないよう、執行側とも協議しながら丁寧に進めていきたいというような話合いになりました。また、録画につきましては、ユーチューブとしても活用ができると、文字起こしができるので非常に見やすいものになるんじゃないかというような案も頂きました。

これで4つのプロジェクトチームからの報告を終わりました。

そこから先は、さらに調査研究ということで、政策提言に向けての研修体制をつくれないかということで、政策提言といいますと、データに基づいた政策立案ができる議会にもっとしていきたいというようなことで、一般社団法人地方公共団体政策支援機構にサポートを依頼してはどうか、また、これも、単発の研修ではなく、継続的な支援を受けて議会機能の強化に取り組んではどうかというようなことを皆で意見交換で話し合いました。これにつきましては、来年度にこれに取り組めるように事務局を通じて進めてみてはどうかというようなことで皆で合意いたしました。

その後は、いろんな組織、団体との意見交換会を行うかどうかについて、皆で意見の、情報の共有をいたしまして、総務常任委員会は、新成人さんと日野町の未来についての意見交換会を1月か2月に計画していると、そして、産業建設常任委員会は、農業委員会さんとの懇談会を1月29日の夜に、議員全員で取り組むように計画しているということでした。

それで、主な皆の話合いは以上で終わりましたが、その他といたしまして、現在、今定例会で試行していた、お試しで行っていた、一般質問の発言時間、今までは60

分を持ち時間としていましたが、それを45分にしていました、これについても話し合ったところ、3月定例会以降もこの45分制で皆でやっていこうというようなことを確認いたしました。

以上をもちまして、議会改革特別委員会の全ての内容を終わりました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願を継続審査とすべきとする総務常任委員長の報告につきまして、反対の立場から討論をいたします。

なお、若干の国会情勢とかによって、ちょっと、うまく合っていないところがあるかも知れませんが、当日のことを基本にして述べさせていただきます。

請願第4号は、学校給食の充実と無償化を求めることを願意として、日野町学校給食の無償化を実現する会が町民2,842人分の署名を添えて、12月2日、議長に提出したものです。

この請願は、16日の総務常任委員会に付託され、傍聴者も詰めかける中、約1時間にわたって熱心な議論が行われました。

この議論の中で特徴的だったことは、学校給食の無償化そのものに対して明確に反対の意見はほとんど聞かれなかったことです。ここが重要です。財源をどうするのか、無償化で質を落としたり自校方式が失われるのはよくない、人件費も含め2億ほどのランニングコストが心配だ、幼稚園は無償化の対象でないのか等々、無償化実施への懸念やためらいが出されたのであって、請願そのものへの反対意見とは思えません。

一方、賛同する意見としては、憲法26条は義務教育の無償化をうたっている、この理念が大事だ、財源問題を議論したら、請願は前に進まない、他市町はやっている、一部でも前進させたい、町も努力をしてほしい、これが請願の趣旨だ、町議会

では長年、無償化が訴えられてきた、町会議員として町に求めていくのは当然である、財源は厳しいが、町として何を優先していくのかを行政に問う請願だ、自校方式と無償化をてんびんにかけるのは違うのではないかなどの意見が次々に出されました。

もしこの時点で採決が行われたならば、採決をすべきとする意見が多かったかもしれません。しかし、委員長は、財源をどうするかにも配慮し、採否の採決をせず継続審査を提案され、結果的にそれが多数意見になりましたが、継続審査をして先延ばしする必要はなかったと考えます。

議員必携では、請願の採択にあたっては、法令上の基準はないが、一般的には、願意が妥当であるか、次に、実現の可能性があるか、これらを挙げています。この実現の可能性は、県内他市町や全国の先進例があるわけですから、財源を理由に採択をためらうことにはならないのではないのでしょうか。

私たち議員は、請願に託された一筆一筆の重みをしっかりと受け止め、当局に届けていく責務を負っています。願意そのものに賛同できるのであれば、請願者の気持ちを届けて生かすことが大事ではないのでしょうか。

可能性はあります。現実には、県内10市町が何らかの形で無償化に踏み出している。全国的には547の市町で無償化は行われているのです。

学校給食の充実と無償化を求める請願は、議長宛てに出され、委員会で審議をされ、多くの賛同する意見が出されましたが、住民の請願権が生きるためには、議会がそれを行政に届けることが必要です。仮に学校給食無償化が来年度に実現しないとしても、そのことが行政当局に受け止められ、予算編成を前にして道筋が敷かれることが大事ではないのでしょうか。

財源をどうするかとか段階的にとかはどうでもよいとは申しません。しかし、そのことが頭から離れなくて、執行者ではない私たち議員がちゅうちょすることがあってはならないのではないのでしょうか。あくまでも願意の妥当性で判断し、請願をしっかり受け止めていただきたい。その意味でも、この請願は、継続審査ということで先送りするのではなく、今の議会で採択をしていただきたい。

よって、請願の取扱いを継続審査とする総務常任委員長の報告に反対し、請願第4号を採択することを求めます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、私からは、総務常任委員長の委員長報告に賛成する立場からの討論をさせていただきます。

私も、今回、総務常任委員会に付託されました学校給食の充実と無償化を求める請願の紹介議員の1人でございます。ですので、理念としては小中学校における学

校給食の無償化には賛成しておりますし、それが一日も早く実現することを願っている者の1人でもございます。それを前提に討論をさせていただきます。

今回の協議の中ではいろんな意見が出ました。無償化に反対する意見というのは聞かれなかったと私は記憶しております。ただし、やっぱり一般財源の中から出すというのは難しいのではないかと、また、一般財源以外を含めたとしても、財源について全く議論せずに無償化を実現していくというのは、財源をどうするかは行政で考えればいい、これは無責任な話ではないかという意見もございました。これ、確かに一理ございます。ですけれども、先ほど加藤議員がおっしゃられたように、財源のことは確かに大事であっておろそかにはできない問題であるが、まずは無償化にしていくんだという方向性を示すことが大事なのではないか、これも確かに一理あります。どちらにも一理あります。

こういう中ですので、採決したら多分採択されたんじゃないかという話があったけれども、数の理論で押し切ったからそれでいいというのは、加藤議員の所属していらっしゃる共産党さんでも一番嫌われるところではないかなと。今まで、それに対して嫌われる、そういう討論を、私、聞いてまいりました。というところから、これも確かに本当であるというふうに思います。

ですので、まだここで答えを出してしまうのではなく、いろんな意見がある中ですからしっかりと議論をもんで、私たち議会として、住民さんも納得していただける方向での、やはり請願を採択するのであれば採択するという形が望ましいのではないかと考えております。

ですので、無償化に反対するわけではなくて、継続してしっかりと議論を交わしていこうという立場から、山本総務常任委員長の委員長報告に対して賛成をさせていただきます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第71号から議第77号まで（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件）については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第71号から議第77号まで（情報通信技術の活用

よる行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件)については原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 全 員 一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第71号から議第77号まで（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件)については、委員長報告のとおり、原案可決と決しました。

続いて、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 多 数 一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願については、委員長報告のとおり、継続審査と決しました。

日程第2 議第78号から日程第7 議第83号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件)についてはを一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、追加提案の説明をさせていただきます。

日程第2 議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、特別職の職員の給与等を改定するため提案するものでございます。

改定する内容は、日野町職員の給与に関する条例の例によることとなっている特別職の期末手当の額の算定について、令和6年12月支給の率を0.05月引き上げ、1.75月、年間3.45月にするものでございます。

また、令和7年4月1日からは、6月支給の率1.70月および12月支給の率1.75月を、それぞれ1.725月に改定するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第3 議第79号、日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町職員の給与等を改定するため提案するものでございます。

改定する内容は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、正規職員の給料表を平均約5パーセント引き上げ改定するとともに、令和6年12月の期末手当および勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるものでございます。

また、令和7年4月1日からは、6月の期末手当および勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、12月の支給月数をそれぞれ0.025月引き下げることで、支給月数を平準化するものでございます。

あわせて、会計年度任用職員についても準じて改定を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第4 議第80号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第8号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に、歳入歳出それぞれ1億5,749万5,000円を追加し、予算の総額を107億1,548万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、人事院勧告を踏まえた給与改定等に伴う人件費に関するもののほか、児童手当の支給見込額の増加に伴い、必要となる経費について所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。

お手元の議案、議第80号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第8号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

説明は右側のページで申し上げます。

まず、7ページからの歳入についてご説明をいたします。

第15款・国庫支出金につきましては、児童手当の支給見込額の増加に伴い、児童手当交付金を増額補正しております。

また、16款・県支出金につきましても、児童手当の支給見込額の増加に伴い、児童手当負担金を増額補正しております。

次に、第19款・繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

次に、第21款・諸収入につきましては、後期高齢者保健事業受託金を増額補正しております。

続きまして、9ページからの歳出について説明をいたします。

まず、職員人件費および会計年度任用職員人件費におきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費に関する経費を増額補正しております。

次に、第3款・民生費につきましては、11ページの国民健康保険特別会計繰出金および介護保険特別会計繰出金（保険事業勘定）におきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴い、必要となる繰出金を増額補正するとともに、13ページの児童

手当支給事業におきまして、児童手当の支給見込額の増加に伴い、必要となる経費を増額補正しております。

さらに、17ページからの第8款・土木費につきましても、下水道事業会計繰出金（公共）におきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定等に伴い、必要となる繰出金を増額補正しております。

24ページからは、給与費明細書などの附属書類でございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第8号）の提案説明といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第5 議第81号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、日野町国民健康保険特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ341万6,000円を追加し、予算の総額を21億6,929万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費に関するものでございます。

第1表の歳入につきましては、県支出金87万4,000円、繰入金107万8,000円、繰越金146万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費159万7,000円、保健事業費181万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第6 議第82号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、日野町介護保険特別会計予算、保険事業勘定の総額に、歳入歳出それぞれ242万8,000円を追加し、予算の総額を23億3,010万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費に関するものでございます。

第1表の歳入につきましては、国庫支出金87万9,000円、支払基金交付金10万2,000円、県支出金43万6,000円、繰入金43万6,000円、繰越金57万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出につきましては、地域支援事業費242万8,000円を増額するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第7 議第83号、令和6年度日野町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、日野町下水道事業会計予算の収益的収支の予定額を、それぞれ858万4,000円追加し、収入予定額を8億554万1,000円に、支出予定額を8億2,470万6,000円にするものでございます。

収入の補正は、職員の人事異動および国の人事院勧告を踏まえた給与改定による

人件費関係の増に対応するため、一般会計からの補助金を858万4,000円追加するものでございます。

支出の補正は、人事異動に伴い、人件費関係の予算を858万4,000円増額するものでございます。

なお、各財務諸表についても当該影響部分を補正しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは委員会室にお集まりを頂きたいと思います。委員会は11時55分から。

－休憩 11時45分－

－再開 12時12分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 私のほうから、議第80号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第8号）について質疑をしてまいります。

補正予算書の6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。

今回、特別職、日野町会計年度任用職員さんの給与改定に伴う繰入金で、財政調整基金から1億4,123万6,000円繰り入れされるということがここで分かると思います。先ほどの全員協議会でも、世論の賃上げおよび人事院勧告によるものだというので、給与改定はあってよいなというふうに思っております。しかしながら、一般質問でも言わせていただきましたように、財源がどのようなになるのか心配しているところでございます。

これは一旦財政調整基金から繰り入れることになっていて、次の3月定例会で、地方交付税で改定分の増額が見込まれるのではないかなと思っていますが、その点、どのような考えでおられるのかお聞きしたいと思います。

それと、令和6年もそうなんですが、6年度、今回、1億4,123万6,000円増額することによる財政への影響、および、令和7年度、新年度予算には、もう既に予算のほうは立案されていっているかなと思っているんですが、今回新たにこのような大変大きな金額が増額されるということでありますので、この改定によって与える影響がどの程度及ぶものか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 山本議員からご質問いただきました。1つが財源といたしまして財政調整基金を取り崩しているということでどうなんだということと、もう1点が、財政への影響、ここのご心配のご意見、ご質問のほうを頂きました。

まず1点目でございますけども、今回、1億4,000万円余りを取り崩してその財源に充てさせていただいているところでございます。こちらにつきましの今後でございますけども、現在、国のほうから令和6年度補正予算（第1号）のほうが表示されておりまして、その中で、給与改定を実施する場合につきましては、経費を一部含んだ、全てではないですけど含んだ普通交付税が追加交付されることになっております。これは、一般質問でもご質問いただいておりますのでお答えさせていただいたとおり、1億3,600万円余りが追加交付されることを見込んでおります。

ただ、それでも財政調整基金の取崩しがまだ総額で2億3,700万円に足りておりませんので、まだ1億円ぐらいが不足することになってしまいます。こちらにつきましては、年度末に向けまして事業の精査等をさせていただく中でこの分については生み出していくことになるのかなと思います。昨年、令和5年度決算で言いますと、1億円ぐらいの分は一般財源の分が出てきておりますので、決して安心しているわけではございません、かなり厳しい財政運営ということは十分認識をしておりますけども、そういったことを踏まえまして、適正な基金の繰戻しができるような財政運営に努めてまいりたいと、まず1つ思います。

もう1点でございます。財政への影響でございます。こちら、特に来年度につきましては、今現在、予算編成をさせていただいているところでございます。正直、人件費が、多額の経費といいますか、予算が必要になるということになってまいります。この部分につきましては、いろんな事業がございますので、その部分の精査をさせていただきまして、例えば、本当に令和7年度しなければならないのか、特に内部の事務に関する部分につきましては少し、時期の見直しといいますか、見定めをしながら、経費の予算への影響を極力抑えたいなということでございます。

単純に、今年1億4,000万円余りの人件費がかかっておりますので、来年もその分につきましては確実に増えますし、また、来年度につきましては、また3月議会で提案させていただきますように、地域手当の部分も増額ということと、また、給与改定にあります昇給昇格の部分がございます。したがって、今回の補正が上回る額になると思いますので、その部分につきましては、今現在、予算編成をしている状況でございますので、そういったことも踏まえまして、しっかりと精査をしていきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 説明していただきまして了解いたしました。

今回の給与、期末手当の改定は、ある意味、管理職の皆さん、一般職員の皆さん、

そして会計年度任用職員の皆さんのやる気といいたいしょうか、目標達成の意欲にもつながるのかなと思いますので、ぜひとも管理職の皆さんはそういう思いを持って、指導、よろしくお願ひしたいなと思います。

私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第78号から日程第7 議第83号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）については、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

その前に、この議案が出されたのは、今日の、今朝の議会運営委員会でした。議題が幾つもあるかとはい思うんですが、やっぱり基本的には、少なくとも前日には頂きたい。そうでないと、議案をきちんと熟読というふうにも言われるんですけど、とても熟読どころではないというふうに思います。今後はその辺りは十分考えていただきたい。そのように思います。

その上で、議第78号について反対をさせていただきます。

これは、今まで、昨年等も申し上げましたが、給与改定そのものは必要なんですけれども、一般職員の給与改定に比べてやはり、かなり差は大きいのではないかと、それは同時に、多くの住民さんの気持ちともやはりかけ離れてくるのではないかと、そういう点が大きなポイントです。

今日の物価上昇とか、そういったものの中で、国民生活、住民の生活が厳しいという中であって、特別職について、このような形での給与引上げをするということはどうなのかということです。一般職については人事院勧告がありますのでその人

事院勧告に従ってということになるわけですが、特別職の場合はそういうわけではありませんので、その辺りはどうなのか。

それから、昨年も申しましたが、特別職については就任時の給与に準ずるべきだ、そのままの形で就任期間中はいくべきではないかというふうな意見があります。私はやっぱり、これは一般職とは違うのでそうあるべきなんじゃないか、そのように考えております。

それから、加えて、昨今、財政難だということがいろいろ言われています。先ほど山本議員もおっしゃいましたように、そういう中であって、給与に対してどう考えるのかというのは大きな問題です。藤沢前町長は、自らの給与をカットするというふうな形で、その辺に姿勢を示してこられました。その辺りのことも考えれば、そういった配慮も必要なのではないか、そのような意味から、議第78号の特別職の給与等に関する条例の改正については反対の立場で意見を申し上げます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

特別職の職員の給与等の改正を行うための条例改正であり、人事院勧告等に準じて期末手当の改正を行うものですが、今回、町職員の給与改正を行うための条例改正が、人事院勧告等に準じて行われようとしています。

町職員の皆さんと同じく特別職の職員も、自分の仕事をしっかり責任を持って行っているというふうに思っております。日野町の特別職の職員も町職員も、町の住民生活が少しでも向上するように考えて働いているというふうにも考えております。したがって、特別職の職員も町職員も、町の課題等、議論、提言をしながら、まちづくりを一緒に取り組んでいるというふうに思っております。

今回の改正について、国の人事院勧告の対象には特別職の職員は不適切というふうに、私は考えられません。したがって、以上のような理由により、国の人事院勧告等に準じて改正を行うべきだというふうに思っております。

以上、議第78号について、賛成の討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま、議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対討論がございました。

お諮りいたします。ただいまの議第78号を除く議第79号から議第83号まで（日野

町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件)については、別に反対討論がございませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第79号から議第83号まで（日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件)については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第79号から議第83号まで（日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件)については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 多 数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第78号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議第84号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、議第84号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の要旨をご説明いたします。

お手元にご置きます議案書の中から、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の新旧対照表をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定、公布に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としては、引用条文の1が、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律において変更となることから、引用箇所を改めるものでございます。具体的には、新旧対照表をご覧くださいますと、第2条の第10項ですけれども、後半部分に第2条第8項に規定すると書いてあります部分が第2条第9項に規定するというふうに改正しようとするものでございます。同時に、第12条の第5項の略と書いてある表のところですが、ここの1号の中ですが、ここにも第2条第9項にと記載してありますものを第2条第10項にと改正したいというふうにお願いをするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

議第84号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第84号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 決議案第1号、学校給食の無償化を実現することを求める意見書決議についてを議題とします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、学校給食の無償化を実現することを求める意見書として提案をさせていただきます。

先ほど、総務常任委員会の委員長報告で発言させていただきましたとおり、請願の2項目めを先行して国へ提案することを進めていきたい、そのように考えております。

文面を読み上げて提案に代えさせていただきます。

学校給食の無償化を実現することを求める意見書案。

急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への対応は先送りの許せない課題であり、国においても子育て施策の具体化が進められているところである。

学校給食法第1条および第2条で定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。加えて、諸事情により朝食を摂れない子どももあり、家庭環境による栄養格差改善の面でも、学校給食の果たす役割は大きい。

国際情勢を背景とした物価高騰によって、国民生活は経済的に厳しい状況にあり、特に子育て家庭においては、教材費や被服費および修学旅行積立金等、多くの教育費を負担しているため、今こそ学校給食の無償化が切に求められている。

そのため、多くの自治体で無償化に向けた検討が行われている現状において、財政が圧迫されるなどの懸念があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない自治体も少なくない。

本町においても財源確保が大きな課題となっている。よって、本議会は、国に対し、学校給食の無償化を実現することを強く要望する。

記。

国の責任において学校給食の無償化を実現することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月25日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（子ども政策）宛て。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、学校給食の無償化を実現することを求める意見書決議について、
原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、学校給食の無償化を実現することを求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第10 決議案第2号、学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書決議につきまして、その提案理由を説明させていただきます。

先ほど総務常任委員長のほうから、学校給食の無償化を国の責任において行っていただけるようにという意見書の決議がございましたけれども、こちらは、無償化のみならず、安定供給、特に主食、こちらを求めるという意見書になります。

国民が食についての理解を深め、健康で豊かな生活を実現することを目的として、平成17年（2005年）に食育基本法が制定されました。また、これを踏まえ、平成20年（2008年）には学校給食法が改正され、同法の目的に、学校における食育の推進が規定されました。このことは、学校の教科学習と並んで学校教育の大きな柱となり、地場産物の活用を通じて、地域の農業、畜産業、水産業などの産業振興にも寄与しております。

近年、学校給食の意義を勘案し、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しておりますけれども、学校給食について、自治体間における格差が生じることは、本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠でございます。

さらに、ウクライナ、ロシア、中東などをはじめとした地政学的な緊張や、新興国の経済成長に伴う資源の需要増加などの世界的情勢を背景とした国際的な物価高騰による原材料費の上昇が見られる中、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、安定した学校給食の実施のために、食材費はもとより、人件

費や物流費、光熱水費などの上昇により、給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食自体の質の低下につながりかねない状況を危惧するところでございます。

よって、我が国の未来を担う子どもたちの食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供し続けていくという観点から、次の事項について早急に実現するよう強く要望するものでございます。

3点ございます。

まず1つ、学校給食の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと。

2つ目、近年の物価高騰対策として、賄い材料費上昇分の継続した財政的支援および給食食材納入業者への支援を行うこと。

3、食育の観点から、栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月25日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

以上、提案の趣旨とさせていただきます。ご理解、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書決議については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第2号、学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第11 決議案第3号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進についての意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、決議案第3号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進についての意見書決議につきまして、その趣旨の説明をさせていただきます。

近年、我が国では大規模な自然災害が毎年のように全国各地で発生しており、本年1月に発生した能登半島地震では多くの貴い人命が失われるなど、国民の生命や財産が脅かされる事態が生じております。

こうした中、本町は、南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されるほか、気候変動に伴う自然災害の頻発化、激甚化による深刻な浸水被害も懸念されております。

国は昨年6月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を改正し、現在の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の後継となる計画策定を法定化したところでございます。

災害リスクを低減し、国民の生命や財産を守るとともに、強靱な経済基盤を構築するためには、中長期的かつ明確な見通しの下、今後も、耐震対策、河川改修等の事前防災対策や重要インフラの機能強化を推進するなど、防災・減災、国土強靱化を加速化、深化させていく必要がございます。

よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進に向けて、次の措置を講じることを強く要望させていただきます。

これも3点ございます。

1つ目、令和7年度末に期限を迎える5か年加速化対策においても、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分に確保した国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。

2つ目、中期計画の策定にあたっては、国土強靱化の対象事業を拡大するとともに、流域治水対策や道路ネットワークの機能強化、インフラの老朽化対策等を加速すること。

3つ目、令和6年度末に期限を迎える緊急浚渫推進事業債および令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債について、その期限を延長するなど、十分な地方財政措置を確実に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

この内容を国のほうへ提出させていただきたいと思いますので、ぜひ皆様のご理解とご同意をよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進についての意見書決議については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第3号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進についての意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に印刷配付の議員派遣表一覧表のとおり議員の派遣をすることといたしたいと思ひます。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることと決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会後、空家対策特別委員会、議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、一般会計・特別会計補正予算をはじめ、条例の改正などにつきまして慎重なるご審議を賜り、全議案可決を頂き、厚く御礼を申し上げます。

また、令和5年度の各会計決算につきましても認定を頂き、ありがとうございました。

さて、令和6年を振り返りますと、元日には能登半島で大規模な地震が発生したことにより、被災地支援について関係機関と情報共有や協議などを行うということでこの1年が始まったところです。改めて、被災地の一日も早い復旧、復興となりますよう、ご祈念申し上げるところでございます。

また、7月の町長選挙におきましては無投票で再選をさせていただき、2期目の町政をお預かりさせていただくこととなりました。初心を忘れず、職務に邁進をしております。議員各位ならびに町民の皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、12月3日には、近江日野商人のご縁で昨年から交流をしております埼玉県秩父市の秩父夜祭に出席をさせていただきました。秩父市長をはじめ、秩父郡の横瀬町、小鹿野町、皆野町の町長さんらとも懇談をさせていただき、数々の取組を学ばせていただいたところです。

また、祭りばやしの関係では、日野と秩父のはやし方の交流も今後新たに生まれると伺っております。官民それぞれで、先人のご縁を大切にしていまいりたいと考えております。

年末年始の主な行事予定でございますが、12月29日、30日には、日野町消防団の皆様による年末特別警戒が実施をされます。この時季になりますと、空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会も増えることから、火の元の取扱いには十分お気を

つけたいと思います。

年明け1月6日には新年あいさつの会がわたむきホール虹で、12日午前には日野町二十歳のつどいがわたむきホール虹で、午後からは滋賀県消防協会日野支部消防出初式が日野公民館で開催をされます。

そして、令和7年は町村合併70周年の年となり、3月9日には記念式典の挙行を予定しております。

式典では、各方面でご尽力いただいた方々を表彰させていただきますとともに、町民の皆様と育んできた日野町の70周年をお祝いさせていただきたいと思います。

諸先輩の皆様が素晴らしい日野町を今日まで受け継いで下さったように、今後も日野町が日野町として皆様と共に歩み続けることを確認するよき機会とさせていただきたいと考えております。

さて、来年のえとは、み、へびでございます。脱皮する蛇のように新しく生まれ変わることを象徴する年とも言われております。

時代の変化に対応し、変えるべきものは変え、変えてはならないものを大事にしながら、町民の皆様、議員の皆様と力を合わせ、皆が元気に活動できる1年にできればと考えております。

今年も残すところあと僅かとなりました。議員の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますとともに、来る令和7年がよりよい年となりますことを心からご祈念申し上げまして、令和6年第7回定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る12月2日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

さて、当議会におきましては、さらなる議会改革に向けて議会改革特別委員会を設置し、その中で、ICT、通年議会、待遇改善、広報広聴の4つのプロジェクトにチームに分かれ、議論を重ねてまいりました。

今年1年、それぞれのチームが活発な活動をしていただいた結果、着実にその成果が現れ始めております。

時代が目まぐるしく変化する現代社会において、我々議員もその変化をしっかりと見極めて、日野町の持続可能なまちづくりのために政策提言を行えるよう、今後も日々研さんし、取り組んでまいりたいと考える所存でございます。

さて、令和6年も残すところ僅かとなりました。

本年の1月1日には能登半島地震が発生し、最大震度7を観測した輪島市をはじめ、北陸地方において甚大な被害が発生するなど、かつてない悲しい年明けとなりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地

域の一日も早い復興を心から願うところです。

来る令和7年が、災害のない平穏な1年になりますよう、また、皆様にとりましてもすばらしい飛躍の年になりますよう心からご祈念申し上げ、以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和6年日野町議会第7回定例会を閉会いたしたいと思います。
一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 閉会 12時53分 －

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 野矢 貴之

署名議員 山本 秀喜